

この書面は、でんさいネットに関する留意事項を説明しております。ご契約される前に、ご確認ください。特に赤字の箇所は重要ですのでよくご確認ください。

1. 利用料について

- 当金庫(窓口金融機関(注))が定める利用料(手数料)を当金庫にお支払いください。
(注)窓口金融機関とは、お客様との間で利用契約を締結し、お客様からの記録請求等の窓口となる金融機関のことで。
- 全銀電子債権ネットワーク社からお客様に対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。

2. サービスの提供時間(営業日・営業時間)について

当金庫のサービス提供時間は、インターネット利用の場合平日の午前7時から午後11時まで、平日以外の午前8時から午後10時(第二土曜日を除く)まで、窓口の場合当金庫営業日の午前9時から午後3時までです。(一部サービスについては異なります。)ただし、当日付で取り扱う記録請求の受付時間は早まる場合があります。
上記以外の時間帯であっても、サービスを提供する参加金融機関(注)もあります。具体的なサービス提供時間や受付時間は、直接、ご契約の窓口金融機関にお問い合わせください。
(注)参加金融機関とは、全国の銀行、信用金庫、信用組合等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことで。

3. 利用者番号について

お客様には、1法人(個人事業主である場合には1人)につき1つの利用者番号を付与いたします。複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。
※例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。
※すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せさせていただきます。

4. でんさい(注)の発生(手形の振出に相当)について(保証利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

- でんさいを発生させる際の債権金額は、1万円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。
- でんさいの支払期日(手形のサイン)は、電子記録年月日(でんさいの発生日)から起算して7営業日(金庫・銀行営業日)経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。

5. でんさいの譲渡(手形の裏書に相当)について(保証利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

- でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります。(手形の裏書に相当)。すなわち、債務者が支払えなかった場合(支払不能(注))には、でんさいを譲渡したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うこととなります。
(注)支払不能とは、支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことで。
- 債権者利用限定特約(でんさいの債務者とはならない特約)を締結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いになります。

6. でんさいの分割譲渡について(保証利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

- でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。
例：1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有。
- 分割のみの取扱いはできません。

7. でんさいの取消等について

でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5営業日(金庫・銀行営業日)の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すことができます。(当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。)

8. でんさいの記録内容の変更について

利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。
※利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。

9. 記録請求の制限期間について

でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。
※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の7営業日(金庫・銀行営業日)前までに行う必要があります。詳しくは下記の表をご参照ください。

各種記録請求と制限 (○：記録請求可能) (△：条件付で記録請求可能) (-：記録請求不可)	金庫(銀行)営業日										
	7営業日前	6営業日前	5営業日前	4営業日前	3営業日前	2営業日前	1営業日前	支払期日	1営業日後	2営業日後	3営業日後以降
1. 発生記録請求(請求者：債務者、債権者)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 譲渡記録請求(請求者：債権者)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△(注5)
3. 分割記録請求(請求者：債権者)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 保証記録請求(単独保証)(請求者：債権者)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△(注5)
5. 支払等記録請求(口座間送金決済以外の方法で決済した場合)(注1) (請求者：債権者)	○	○	○	○	○	-	-	△(注6)	△(注6)	△(注6)	○
(請求者：支払者)	○(注7)	-	-	-	-	-	-	△(注6)	△(注6)	△(注6)	○
6. 変更記録請求 (1)住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合(請求者：債務者、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△(注8)
(2)債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合(注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態(譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法(注4) (請求者：債務者、債権者)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b. 書面で承諾を得る方法(請求者：債務者、債権者)	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
②利害関係者が3名以上いる状態(譲渡や保証が行われた後)(請求者：債務者、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-

(注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
(注2) 「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。
(注3) 「-」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
(注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。
(注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
(注6) 債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3営業日(金庫・銀行営業日)後)。
(注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
(注8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
(注9) 書面での手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期間が異なります。

10. でんさいの決済(支払い)について(口座間送金決済(注))(債権者利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

- でんさいの決済(支払い)は「口座間送金決済」により行います。債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。
(具体的な資金の準備期限については、ご契約の当金庫本店にご確認ください。)
- 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。※詳しくは、後記12.の「支払不能処分制度」をご参照ください。
- 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、自身の窓口金融機関にご確認ください。
- 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3営業日(金庫・銀行営業日)前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。
- 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(注)(でんさいの譲渡人を含みます。以下同じです。))は、債権者に対して、支払義務を負います。
(注)電子記録保証人とは、でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客様のことで。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
- 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権(注)を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。
(注)特別求償権とは、電子記録保証人が債務者の代わりに支払いをし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことで。

11. 口座間送金決済の中止について(債権者利用限定特約または保証利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。
※詳しくは、後記13.の「異議申立の手続き」をご参照ください。

12. 支払不能処分制度(手形の不渡処分制度に相当)について

- 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客様には、支払不能処分が科されます。
- 支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。
①でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。
②1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債権者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。
- 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。
- 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。

13. 異議申立の手続きについて(債権者利用限定特約または保証利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

- 契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。
- ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前営業日(金庫・銀行営業日)までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただくことが必要です。
(※異議申立預託金は、異議申立の手続きが終了したときに返還します。)

14. 記録事項の開示について

「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含みます。))とその窓口金融機関です。

15. 他の記録機関との関係について

他の電子債権記録機関の電子記録債権は、「特定記録機関変更記録」ができるもの以外は、でんさいネットでお取り扱いすることができません。
また、でんさいネットのでんさいも他の電子債権記録機関でお取り扱いできません。

ご契約者確認欄	留意事項について説明を受け確認いたしました。		
	確認日 西暦	年 月 日	ご確認印
	(ご契約者ご署名欄)		印不要

本説明書は説明を受けられた後も
保存版として、お手元にお備えください。